

令和 8 年度

事業計画

一般社団法人愛知県トラック協会

目 次

基本方針.....	1
《主な事業活動》	
1. 適正化事業.....	2
2. 経営支援事業.....	3
3. 交通安全対策事業.....	4
4. 環境対策事業.....	6
5. 企画広報事業.....	7
6. 労働環境改善対策事業.....	8
7. 研修事業.....	8
8. 災害物流対策事業.....	10
9. その他活動.....	11
《会議》	
定例・随時の会議.....	12

基本方針

我が国の経済は緩やかな回復基調を維持しつつも、米中をはじめとする海外景気の減速や国際的な関税政策の波及を注視すべき局面にある。トラック運送業界においても、人件費の高騰に加え、燃料・資機材価格の高止まりが継続しており、依然として中小事業者の経営を圧迫する厳しい状況が続いている。

こうした中、我が国では憲政史上初の女性総理大臣が誕生し、政治・経済の両面で大きな転換点を迎えた。なかでも、長年業界が強く要望してきた軽油引取税の「当面の間税率」について廃止の方針が示されたことは、我々にとって歴史的な一歩である。この機を逃すことなく、物流コストの適正化に向けた動きをさらに加速させていかなければならない。

事業活動においては、「トラック適正化二法」に係る情報発信と「改正物流効率化法」「中小受託取引適正化法（取適法）」の確実な運用を最重要事項として位置づける。荷主企業や一般消費者に対し、持続可能な物流の重要性を訴え、さらなる理解促進を醸成することで、取引環境の適正化と安定的な輸送体制の確保に全力を尽くす。

また、物流 DX による事業変革を強力に支援し、生産性向上と労働環境の抜本的な改善を促していく。人材確保対策としては、次世代を担う幅広い層に対し、トラック輸送が社会の生命線であることを発信し、職業としての魅力を広く周知することで、社会的地位のさらなる向上を目指す。

さらに、安全対策においては、各種助成事業および「トラック安全デー」活動を引き続き積極的に展開する。研修センターにおいては、特定技能講習をはじめとする人材育成プログラムや、高度な運転技術の練成事業を拡充させる。あわせて、適正化事業を通じて業界の健全化を最重要課題に掲げ、コンプライアンス遵守をより一層推進していく。

大規模災害への備えとしては、事業継続計画（BCP）の実効性を高めるべく自治体との連携を深め、強靱な緊急輸送体制を確立する。いかなる事態においても、地域住民の生活を守る「エッセンシャルワーカー」としての社会的責任を全うしていく。

主な事業活動

1. 適正化事業

運行管理・労務管理・点呼の徹底指導を軸に輸送の安全確保を図るとともに、白トラ対策を含む荷主・元請対策の強化、悪質事業者及び所在不明事業者の排除を重点に、適正化事業を一層推進する。

とりわけ、適正化事業調査員（Gメン調査員）活動を通じて、荷主企業や元請事業者（以下「荷主等」という。）による違反原因行為の是正、白トラ行為の排除及び不適正取引の是正を図り、トラック運送事業者の健全な事業運営と業界全体の信頼性向上を支援する。

（1）適正化事業の推進

- ① 総合評価がD及びEの事業者に加え、一部のC評価事業者も重点指導対象とし、違反行為の早期解消を図るとともに、収集した情報を行政機関と詳細に共有し、法令遵守の徹底を図る。
- ② 労働時間管理の重要性に鑑み、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（以下、改善基準告示という。）に違反するトラック事業者に対し、指導方針に基づく「特別巡回指導」を実施し、過労運転及び健康起因事故の防止を徹底する。
- ③ 巡回指導時に「管理帳票参考事例・解説集」及び「巡回指導項目自主点検チェックシート」を配布し、安全管理体制の構築を支援する。

（2）フォローアップの強化

- ① 総合評価C・D・E判定事業者、新規許可事業者、改善基準告示違反事業者、特別巡回指導実施事業者を対象に、フォローアップ研修会及び改善基準告示研修会を同時開催し、包括的な法令周知と改善意識の向上を図る。
- ② 上記研修会を正当な理由なく欠席が続いているC評価以下の事業者については、改善意識が低いものとして行政に報告する。

（3）荷主・元請対策の強化(白トラ対策含む)

巡回指導、各種情報提供を通じて白トラ行為や違反原因行為を行っている疑いのある荷主等に関する情報収集を行うとともに、トラック・物流Gメン及び行政機関と連携し、是正を図る。

（4）所在不明事業者への対応強化

巡回指導、各種情報提供等を通じて所在不明事業者の情報収集を強化する。実態が確認できない事業者については行政機関へ情報提供を行い、確認及び事業廃止手続きの促進を図る。

(5) 新規事業者等に対する法令遵守指導の徹底

- ① 新規許可事業者には事業開始後早期に巡回指導を実施し、指摘事項がある場合には短期間で再巡回指導を行うとともに、各種セミナー等を通じて法令遵守の早期定着を図る。
- ② 霊柩及び急便事業者には個別指導を実施し、特に輸送の安全確保に係る運行管理・点呼・労務管理について重点的に指導する

(6) Gマーク取得支援の強化

巡回指導時にGマーク制度の周知・広報を行うとともに、新たに取得を希望する事業者を対象とした個別相談期間を設け、取得支援を行う。

(7) 適正化指導員の資質向上及び各組織との連携

- ① 適正化指導員の資質向上のため、全国及び中部ブロックの適正化実施機関が主催する研修会等を受講するほか、各種資格の取得に努める。
- ② 関係行政機関との連絡会議を定期的開催するとともに、オンラインを活用した情報交換等、連携体制の強化を図る。

2. 経営支援事業

会員事業者の経営基盤を支え、健全で継続的な企業経営を支援するために、政府や運輸行政、関係各所の施策を積極的に周知・展開し、活用を促進する。

(1) トラック事業適正化関連法の段階的施行に向けた支援

2025年6月11日に公布された「トラック事業適正化関連法」は、業界の新たな秩序を形成するものであり、事業者の適応と存続を左右する重要な分岐点となることから、施行までの約3年間を「適応期間」と位置づけ、会員事業者がこの変革に対応し、持続可能な経営を実現するための支援策を最優先で展開する。

(2) 物流DX推進による事業変革の支援

深刻化するドライバー不足の解決と持続可能な物流の実現に向け、物流DXを強力に推進するために全日本トラック協会と協調して、業務の自動化・標準化等、次世代技術を活用する上での課題を整理・分析し、会員事業者が物流効率化を実現するための有益な情報を発信する。

(3) 持続可能な経営を実現するために資する助成事業の実施

激変する経営環境に対応し、会員事業者の持続可能な経営基盤を構築するための助成事業を実施する。

- ① 信用保証料助成
- ② 各種技能講習等受講助成
- ③ 貨物自動車運転免許取得支援助成
- ④ 中小企業大学校講座受講促進助成（瀬戸校及びWEB校）
- ⑤ 点呼支援機器導入助成（ITを活用した遠隔地における点呼、遠隔点呼、自動点呼）
- ⑥ 経営診断・経営改善支援・運賃交渉支援事業活用促進助成

（４）総合的な経営支援体制の強化

各支部・部会において経営課題の解決に直結するセミナーを適宜開催する。併せて、会員事業者からの輸送相談を担う職員の資質向上を図り、相談業務の品質向上に努める。

3. 交通安全対策事業

全日本トラック協会が策定する次期「トラック事業における総合安全プラン」に掲げる基本目標の達成に向けて、次の各種施策を積極的に推進する。

（１）交通事故防止活動の推進

運輸行政や愛知県警、各種交通安全関係団体と連携しながら、交通事故削減に向けて以下の取組を実施し、輸送の安全の徹底を図る。

【愛ト協重点目標】

- ・ 県内での会員事業所が第一当事者となる事業用貨物自動車交通事故死者数 3 人以下
- ・ 飲酒運転「ゼロ」
- ・ 運転中の携帯・スマートフォンの使用禁止の徹底
- ・ 交通弱者に配慮した予防運転の励行

① トラック・セーフティ・ラリー、マイスタードライバー認定制度の推進

会員事業所においてチームを編成し、安全運転意識を励行する無事故・無違反を目指したラリーを実施する。

また、このラリーに参加した事業者の中で長年にわたり安全運転を継続するドライバーに対してマイスタートラックドライバーを認定し、模範となるドライバーを表彰することによりリーダーとして社内全体の安全運転への士気高揚に繋げていく。

② トラック安全デー活動等の推進

全国交通事故死者数ワースト上位脱却に向けて、地域に根差した交通安全活動を積極的に推進する。

- ・ 各支部において交通安全活動を実施するとともに、活動に対する支援を行う。

- ・警察や自治体と協力して、子供や高齢者等に向けた交通安全教室を開催し、交通事故防止の呼びかけを行う。
- ③ 全日本トラック協会と協調した交通安全活動の実施
全日本トラック協会と協調し、車輪脱落事故防止や点検整備の推進、飲酒運転の根絶などを強く訴える。
- ④ 輸送の安全確保に係る交通事故防止セミナーの開催
交通事故の撲滅を目指し、会員事業者に必要なとされるセミナーを本部及び支部において効果的に開催する。
- ⑤ 安全教育等に対する支援
管理者・運転者教育ツール（e-ラーニング、事故防止 DVD 等）の充実を図り、交通安全等に対する意識向上を促進する。
- ⑥ 交通安全活動への参加
各季の交通安全運動を初め交通安全諸活動に積極的に参加し、県内の交通事故防止を推進する。

（2）交通安全表彰の実施

会員事業所の交通安全活動、交通事故防止の推進を図るため、その取組に応じた表彰を実施する。

- ① 「交通安全功労会員」
各支部から推薦を受けた会員事業者を表彰する。
- ② 「無事故認定証」
令和7年度に無事故であった会員事業者に対し授与する。
- ③ 「交通安全銅賞」「交通安全銀賞」「交通安全金賞」「交通安全特別賞」「交通安全特別栄誉賞」
3年間・5年間・7年間・10年間・20年間無事故の会員事業者に対し授与する。

（3）安心・安全を支援する助成事業の実施

事業用貨物自動車の交通事故削減に効果が期待される各種安全機器の助成とドライバーの特性把握に関する助成を行う。

- ① EMS 機器導入助成（デジタル式運行記録計）
- ② ドライブレコーダー導入助成
- ③ 安全装置等導入助成（後方視野確認支援装置等）
- ④ 運行管理者一般講習受講助成（自動車事故対策機構、ヤマトスタッフサプライ）
- ⑤ 運転適性診断受診助成〔初任・適齢〕（自動車事故対策機構、ヤマトスタッフサプライ）
- ⑥ 運輸安全マネジメント講習会受講助成（自動車事故対策機構）
- ⑦ 自動車安全運転センター発行の運転記録証明書等の取得（トラック・セーフティ・ラリー分のみ）
- ⑧ 健康起因事故防止対策助成（脳ドック・心臓ドック）

- (4) 第58回トラックドライバーコンテスト（全国大会出場者選抜競技）の開催
トラックドライバーの輸送の安全意識向上と交通事故防止を推進する。

4. 環境対策事業

全日本トラック協会が策定した「トラック運送業界の環境ビジョン2030」の取組を展開・実施し、物流GXを積極的に推進することで環境にやさしいトラック輸送の実現を図る。

(1) 環境保全意識の向上と実践活動の推進

運輸行政や全日本トラック協会と連携し、環境改善に係る情報を随時発信することで、会員事業者の環境意識向上を促す。

① 「環境ビジョン2030」の周知及び推進

国などが定めた「月間設定」に歩調を合わせて、全日本トラック協会と協調し「環境ビジョン2030」のサブ目標に取り組む。

・5月 美化月間

ゴミ削減、清掃、落書き消しなど環境美化に繋がる活動

・6月 環境月間

緑化、省エネ、ゴミ減量、SDGsなど環境保全に係る活動

・10月 緑化月間

植樹、花いっぱい運動など緑化につながる活動

・11月 エコドライブ推進月間、トラック運送業界のCO2排出量把握促進月間

アイドリングストップなどエコドライブに繋がる活動

事業者におけるCO2排出量の把握と削減に繋がる活動

② 環境美化に繋がる清掃活動等の取組

公共インフラである道路を利用するトラック運送業界としての社会責任を果たすため、各支部や部会が主体となって実施する清掃活動等を支援し、その取組を後押しする。

(2) カーボンニュートラルの実現に向けた助成事業の実施

会員事業者の環境改善・保全活動を支援するための助成事業を実施する。

① 環境対応車導入促進助成（天然ガス、ハイブリッド、電気、燃料電池）

② グリーン経営認証取得助成

③ アイドリングストップ支援機器導入助成

(3) 第15回 省エネ走行競技会の開催

(4) 環境変化への対応と関係機関との連携強化

将来の環境変化に備え、次世代自動車（EV/FCV）の調査研究を進めるとともに、公害防止や環境保全に関しては関係団体との連携を深め、会員事業者による道路環境美化活動の取組推進を図る。

5. 企画広報事業

トラック輸送の重要性や必要性を幅広い年代にPRし、多くの就職希望者を増やすことを目的として次の事業を実施する。

(1) 人材確保対策

- ① 若年・女性労働力等の人材確保のため就職面談会を開催する。
- ② 就職・転職支援を行う企業主催の就職イベントに参画する。
- ③ ハローワークが行う地域に密着した求人イベント等に協力する。
- ④ 退職自衛官向けのインターンシップ事業等を実施し、人材確保に向けたルート開拓につなげていく。
- ⑤ 特定技能制度による外国人ドライバーの円滑な受入れに向け、関係機関と連携を図りながら有益な情報を発信する。
- ⑥ 人材確保対策セミナー等を通じて、事業者には有益な情報を提供していく。
- ⑦ WEBを活用した人材確保対策では、人材確保対策特設サイトに有益なコンテンツを随時追加し、オンライン上でも業界の魅力を訴求する。
- ⑧ indeed や google jobs 等の求人検索エンジンと連携する会員事業者専用の無料求人サイトの運用を拡充し、会員のドライバー採用コストの低減に努める。
- ⑨ 就職支援サイト等の民間求人広告媒体を活用して行う求人情報掲載に要する経費の一部を補助する助成制度を実施する。
- ⑩ 学生の進路支援事業として進路ガイダンスに参加し、物流の重要性・必要性を認識してもらうことで業界への理解促進を図り、若年労働力確保につなげる。

(2) トラック業界PR事業による業界の周知

- ① トラック Fes を県内各所で開催し、トラック業界が取り組んでいる事業活動やトラック輸送が担う役割、事業用トラックの重要性や魅力をPRする。
- ② 業界PR動画等の効果的な放映を行うことで、一般からの業界イメージを向上させる。
- ③ 当協会の公式マスコットキャラクター「あいと」を活用し、幅広い年齢層に向け業界への親しみの醸成につなげる。

(3) 各種メディアでの広報による情報提供の充実

一般消費者に対する業界の魅力発信・イメージ向上のため、公式ホームページやSNSなど幅広いメディアによる広報を実施するとともに、会員に毎月発行する広報誌「トラックあいち」にて、有益なコンテンツの発信に努める。

6. 労働環境改善対策事業

働き方改革実現に向けて、運転者の職場環境改善を支援するため、「働きやすい職場認証制度（運転者職場環境良好度認証制度）」の取得支援及び広報活動を実施するとともに、引き続き「生産性の向上」「法令遵守」「労働災害防止」に係る活動を展開する。

(1) 『働きやすい職場認証制度』の周知及び取得支援

- ① 令和2年9月よりスタートした「働きやすい職場認証制度（運転者職場環境良好度認証制度）」について、新規取得支援や更新に向けた助成制度を継続する。
- ② 認証取得を協会事業への参加に係るインセンティブとし制度の普及を図る。
- ③ 求職者や一般消費者に制度を周知するため、ラッピングトラックやインターネット等を活用し認証マークのPR活動を継続する。

(2) 労働環境改善対策の推進

- ① 荷待ち・荷役時間の削減等物流効率化に向けた取り組みを促進するため、行政機関や関係団体等との連携を図り、荷主や一般消費者等への理解促進を図る。
- ② 荷待ち・荷役作業等の時短対策や、労働環境の改善に向けたセミナーを随時開催する。

(3) 労働災害防止対策の推進

- ① 労働災害防止を図るため、愛知労働局との県下一斉パトロールに協力する。
- ② 健康経営優良法人の取得促進および従業員の安全・健康確保に関するセミナーを継続的に開催する。

(4) 愛知県トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会への参画

「取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」の普及等を通じ、行政による長時間労働の更なる改善に向けた取り組みに協力する。

7. 研修事業

トラック運送事業者における「輸送の安全確保」を支える人材育成を推進するため、経営者・管理者・ドライバーなど、職種や経験に応じたカリキュラムを提供する。また、特定技能外国

人ドライバーの教育研修や適性診断等にも柔軟に対応するとともに、物流の安全管理に精通した人材を育成する資格認定講座や運行管理者等指導講習等の更なる充実を図る。

(1) 研修事業等の拡充

- ① 安全運転技能の向上を図るため、各研修内容の一部見直しを行うとともに、特定技能外国人ドライバー向け研修にも柔軟に対応する。
- ② 一般研修については、申込状況に応じて人気車種の受講枠を増やすなど、受講者ニーズに対応する。
- ③ 事業者の要望を踏まえ、カスタマイズ研修や競技会の実施を検討し、事業者主催の研修会・運転競技会等を支援する。
- ④ 研修コースのフリー走行日を設定し、複数事業者が効率的に利用できる体制を整える。

(2) 資格認定講座（物流大学校・物流安全管理士）、運行管理者試験対策講座の充実

- ① 受講者ニーズに応じた講義を実施するため、講義内容の見直しや開催日程・時間の調整を行い、受講しやすい環境を整備する。
- ② 「物流大学校」では、経営者・幹部候補者に必要とされるタイムリーなテーマの講義や、多くのグループワークを取り入れる。
- ③ 「物流安全管理士」では、安全管理のエキスパート育成を目的として、座学に加え実習を多く取り入れ、経営支援および安全管理の一層の充実を図る。
- ④ 運行管理者試験対策講座については、試験開催前に講座を実施し資格取得を促進する。また、講義内容の見直しを行い、2日間の講座構成とすることで内容の一層の充実を図る。

(3) 運転適性診断の推進

- ① 義務診断である「初任診断」「適齢診断」の受入人数を拡大するとともに、大口受診にも柔軟に対応する。
- ② 外国人ドライバーの受診に対応するため、翻訳したカウンセリング用紙の整備など、受診しやすい環境を整える。
- ③ 第2・第4土曜日にも診断を実施し、受診者の利便性向上を図る。
- ④ 「一般診断」については、研修センターでの受診に加え、診断機器の貸出を積極的に推進し、受診環境の充実を図る。

(4) 運行の管理に関する講習事業の推進

- ① 「運行の管理に関する講習」（基礎講習・一般講習）の講義内容の一層の充実を図る。
- ② 出張型一般講習は、トラック総合会館を含む県内各地で開催回数と開催エリアを拡大し、受講者の利便性向上を図る。

8. 災害物流対策事業

大規模災害の発生に備え策定した事業継続計画（BCP）を確実に運用できるよう、関係各所との調整を進めるとともに、自治体からの輸送要請に確実に対応するため、緊急物資輸送体制に係るソフト面の整備に重点注力する。また、自治体による総合防災訓練に加え、災害関係の協議等に積極的に参加し、情報交換の機会を拡充することで、緊急輸送対応の練度向上を図る。

（1）事業継続計画（緊急輸送 BCP）に基づく訓練実施と点検

愛ト協事業継続計画（緊急輸送 BCP）について、広域物資輸送拠点に指定されている研修センターと合同で模擬訓練を実施し、災害用機器（スターリンク・衛星電話・災害用 LINE・IP 無線等）の操作確認、資機材の点検、関係者の行動手順の検証等を行い、災害発生時における実効性の確保を図る。

（2）緊急輸送依頼先データベースの整備

災害時における緊急物資輸送を迅速かつ的確に対応するため、協力可能車両の拡充および体制整備を進めるとともに、既存情報を含めたエリア別データベースの構築を行い、緊急時に実効性のある連絡体制の確立に努める。

（3）災害物流専門家の実務者選任と連携強化

全日本トラック協会と共催で災害物流専門家研修を実施し、災害時に県の災害対策本部等へ派遣可能な専門人材の育成を図る。あわせて、物資拠点へ派遣する実務者をエリアごとに選任し、発災時には即応できる体制の構築および連携強化に努める。

（4）総合防災訓練等への参加

各自治体で実施される総合防災訓練に、関係機関と連携して積極的に参加する。

（5）愛知県および名古屋市との定期的な情報交換

協定を締結している自治体との認識の齟齬を防ぐため、『愛知県 災害物流円滑化検討会』『名古屋市 災害時物資供給協定事業者連絡会議』への参画をはじめ、訓練時以外においても定期的な情報交換会を開催し、災害時には円滑に活動できるよう関係性を強固にする。あわせて、各市町村と締結している既存協定について整理・再確認を行う。

9. その他活動

(1) 各種陳情・要望等

トラック適正化二法および改正物流法への体制整備、運輸事業振興助成交付金制度の継続確保、ならびに軽油引取税暫定税率の廃止に伴う自動車関連諸税等への対応について、全日本トラック協会と連携し、迅速かつ的確に要請活動を推進する。加えて、円滑な物流機能維持の観点から、「重要物流道路」の指定促進、休憩・休息施設及び中継物流拠点の整備に関して関係機関との協力強化に努める。また、高速道路料金、燃料価格、取引適正化、労働生産性向上および人材確保等に対する支援についても、これらと連動して必要な要望を積極的に提起していく。

(2) 支部活動の充実

全会員が各支部での事業活動へ参加し、効果的に事業を推進する。

(3) 未加入事業者の入会促進

あらゆる機会を活用して、未加入事業者へ積極的な入会の促進を図る。

(4) 部会機能の活動支援

品目別部会、青年部会、女性部会の活動を支援するため、全日本トラック協会の各部会との情報交換等に努める。

(5) 調査研究の推進

行政・研究機関・会員事業者等と連携して情報収集に努め、貨物自動車運送事業を取り巻く関係法令や社会的動向等について調査研究を推進する。

(6) 業務におけるDX化の推進

生成AI等の利活用については、業務効率の向上や付加価値の創出、費用対効果を総合的に考慮した上で、段階的に試験導入を行い、有効性を検証する。

会 議

次の会議を開催し事業計画の積極的な推進に取り組み、会員ニーズに応える機能的な協会運営を図る。

1. 定例の会議

通常総会
理事会
常任理事会
正副会長会

2. 随時の会議

(委員会)

総務委員会

- 業務施設運営専門委員会

災害対策委員会

広報・労働委員会

交通環境・経営対策委員会

研修事業運営委員会

- 研修等の種別及びカリキュラム検討委員会（研修検討委員会）

(部会)

特別積合部会

品目別部会 海上コンテナ／中部タンクトラック／重量品鉄鋼／食料品
引越／セメント／生コン／ダンプトラック

青年部会

女性部会

(地方貨物自動車運送適正化事業実施機関)

適正化事業特別推進委員会

地方貨物自動車運送適正化事業実施機関評議委員会